平成２１年（フ）第６０４号
高知市朝倉南町８番55号　グランシティＢ棟101号
債務者　藤原　亜矢
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６１３号
高知市北竹島町29番地１　市住２号棟185号
債務者　武市　和浩
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６７２号
高知市横浜新町１丁目626番地
債務者　塩井　淳二
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４１３号
大分市大字鴛野1183番地の１第１後藤コーポ305号室
債務者　添田　孝夫
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４２１号
大分県由布市庄内町畑田278の３番地
債務者　佐藤　秀子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４３３号
大分県由布市挾間町古野582番地１
債務者　石田　直子（旧姓浪下）
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４４５号
大分市日吉町５番１号シティハイツ山上203
債務者　津田　英臣
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４８２号
大分市大字横尾4451番地の19アイリス清心園
債務者　赤峰　美枝
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１５６号
宮城県加美郡加美町菜切谷字山道三番27番地１、前住所宮城県登米市中田町宝江新井田字舘67番地
債務者　芳賀たい子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
宮城県遠田郡美里町二郷字高玉三号18番地４
債務者　鹿野　初恵
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
宮城県大崎市三本木字町浦96番地１　フラワーコーポ105
債務者　岩石　智恵（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２６６号
福井市下馬１丁目213番地　アーク福井104
債務者　内山田秀樹
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１０号
福井市下六条町201番地　福井厚生病院内、住民票上の住所福井市菅谷１丁目10番25号
債務者　市波　眞二
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１５号
福井県鯖江市杉本町626番地５
債務者　佐々木良子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
長野市大字南堀186番地10
債務者　髙橋　広栄
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
長野県中野市大字中野1516番地４
債務者　西澤ひで子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５３号
長野市篠ノ井会377－５、住民票上の住所長野市篠ノ井会250番地
債務者　山岸　清治
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで　長野地方裁判所民事部破産係